

医療関連サービスマーク認定事業者向け 情報漏えい保険のご案内

(情報漏えい限定補償追加条項セットサイバー保険)



※本保険は、一般財団法人医療関連サービス振興会を契約者とする医療関連サービスマーク認定事業者向けの専用商品です。

※ご加入に際しては、“6 ご加入方法”をご参照のうえ、お申し込みください。

保険期間

2021年10月1日(午後4時)から1年間

“保険料お見積シート”
FAX送信期限

2021年9月3日(金)

加入依頼書郵送・
保険料入金期限

2021年9月15日(水)

※加入依頼書、保険料入金が期日に間に合わない場合は翌々月(11月1日)からの中途加入扱いになりますのでご注意ください。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、お問い合わせ先までご照会ください。

お問い合わせ先

●取扱代理店

有限会社 医療・介護支援サービス

〒102-0092 東京都千代田区隼町2丁目12番地
藤和半蔵門コープ203号

(電話)03-3222-1790 / (FAX)03-3222-5710

【受付時間】平日 午前10時から午後5時まで

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
(電話)03-3349-5137

【受付時間】平日 午前9時から午後5時まで



1

医療関連サービス事業者における個人情報とは？

個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されましたが、IT化の促進、それを受けた情報伝達手段の高度化等を背景に、個人情報の取扱いに関する意識が急速に変わってきました。また、平成27年10月にはマイナンバー制度が導入され、個人情報の取扱いに関して、ますます意識が高まっているといえます。

特に医療分野は、取扱う個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野であるとされています。

なぜ、医療関連サービス事業者における個人情報が注目されるのでしょうか？

～医療関連サービス事業者の特殊性～

情報の蓄積によりリスクが集積する

厚生労働省のガイドラインには、医療機関に対し委託先の監督責任を求めている。医療関連サービス事業者から個人情報が漏えいした場合、病院の管理責任も問われることとなります。

情報の秘匿性が大きい

医療関連サービス事業者が取扱う個人情報は、過去の病歴や生活習慣など、極めてプライバシー度の高いセンシティブな情報にふれる機会があります。

医療関連サービス事業者には
個人情報が集積していて

情報漏えい、または、不当な利用などにより
個人の権利利益が侵害された場合には

他の分野の個人情報に比べて
被害者の苦痛が大きく
権利回復の困難さも大きい

医療関連サービス事業者
が接する個人情報の例

入院患者の住所や氏名・既往症・生活習慣・投薬歴・マイナンバー・保険証番号 等

2

改定内容

個人情報取扱事業者保険の販売を停止に伴い、お引き受けを行う商品がサイバー保険に変更となります。

そのため、本制度はサイバー保険（情報漏えい限定補償オプション）に移行します。

主な補償の差異は下表の通りとなります。

本改定に伴い、お見積り依頼シートが改定となり、ヒアリング項目が変更となりますのでご了承ください。

		<2021年9月まで>	<2021年10月以降>	
		個人情報取扱事業者保険	サイバー保険 (情報漏えい限定補償 オプション付帯)	サイバー保険
本制度のタイプ		タイプ①～④	タイプ①～④	個別照会
保険適用地域		日本国内	全世界	全世界
対象の情報		賠償：個人情報・法人情報 費用：個人情報のみ	賠償：個人情報・法人情報 費用：個人情報・法人情報	賠償：個人情報・法人情報 費用：個人情報・法人情報
事故種類	サイバーインシデント	×	×	○
	情報の漏えい、またはそのおそれ	○	○	○
	メディア不当行為	×	×	○
	上記以外のITユーザー業務 遂行の偶然な事由	×	×	○
保険金 費用	賠償	○ ただし、企業情報は 1,000万円限度	○	○
	原因調査費用、損害拡大防止費用、 謝罪文作成費用、会見・広告等対応 費用 など	○	○	○
	再発防止費用、データ復旧費用、 不正使用監視費用、法令等対応費用など	×	○	○
	個人見舞費用	△ 見舞品のみ(見舞金は対象外)	○	○
	法人見舞費用	×	○	○
費用保険金のてん補限度額		・賠償のてん補限度額の外枠 ・1事故あたりの設定	・賠償のてん補限度額の内枠 ・1事故/期間中の設定	



3

医療関連サービス事業者向け『情報漏えい保険』の特長

【医療関連サービスマーク認定事業者】向けの商品内容

- 1 万一、事業者が管理する個人情報に漏えいした場合、被害者への損害賠償だけでなく、見舞品の購入と発送などの発生した費用もあわせて補償します。
- 2 亡くなられた方の個人情報も補償します。
- 3 廃棄された後に発生した個人情報の漏えいも補償します。
- 4 使用人等の犯罪行為によって発生した個人情報の漏えいも補償します。
- 5 企業情報の漏えいも補償します。
- 6 “保険料お見積シート”に記載してある簡単なサイバーセキュリティ体制に関する質問事項に答えていただくと、保険料が分かります。まずは、“保険料お見積シート”で保険料のご照会をお願いします。

4

ご加入にあたって

1 加入対象者と対象業務

(1) 加入対象者 **医療関連サービスマーク認定事業者のみ**

- (2) 対象業務
- Ⅰ 在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検
 - Ⅱ 院内清掃
 - Ⅲ 医療機関内医療機器保守点検
 - Ⅳ 院外滅菌消毒
 - Ⅴ 院内滅菌消毒
 - Ⅵ 寝具類洗濯
 - Ⅶ 院内調理患者給食
 - Ⅷ 院外調理患者給食
 - Ⅸ 医療用ガス供給設備保守点検
 - X 患者搬送

(3) 補償の対象となる方（被保険者） ①貴社（記名被保険者） ②貴社の使用人等（*）

（*）記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者となります。

2 ご加入の単位

事業者（法人）単位

本保険は、事業者（法人）単位での加入となります。（営業所ごとの加入はできません。）

3 補償の対象となる個人情報および企業情報

医療関連サービスマーク認定事業者が対象業務に直接的に関連して取得した個人情報および企業情報の漏えいを補償します。

注：『医療関連サービスマーク制度 賠償責任保険』は、医療関連サービス中の賠償責任を補償の対象としておりますが、本保険は、認定事業者の全業務の事業活動中に個人情報を漏えいした場合を補償の対象とします。

注：本保険は、認定事業者のすべての業務での直近会計年度の年間売上高でご契約いただきます。

『医療関連サービスマーク制度 賠償責任保険』：医療関連サービス業務の年間売上高でご契約



『情報漏えい保険』：すべての業務の年間売上高でご契約



5

情報漏えい保険の補償内容

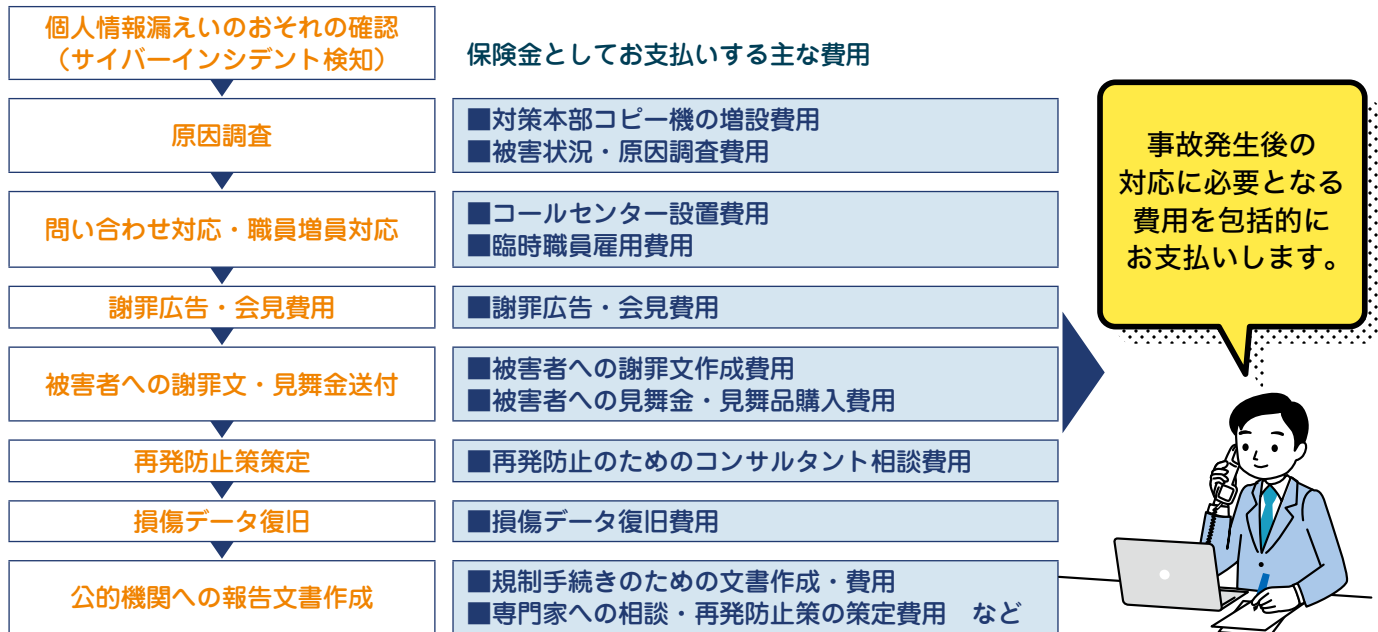
第三者に対する賠償責任

情報漏えいまたはそのおそれ起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用を補償します。

損害賠償金	貴社（被保険者）が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
争訟費用	貴社（被保険者）が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用
協力費用	損保ジャパンが貴社（被保険者）に代わり解決への対応を行う場合に、貴社（被保険者）が協力のために支出した費用

事故発生時の各種対応費用

情報漏えいまたはそのおそれ起因して生じる「事故調査」から「解決/再発防止」までの諸費用を補償します。



ご加入タイプ

※保険金額とは、損害賠償の場合「1 損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1 事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※1 加入者毎に、保険期間中に下記損害賠償、事故対応費用でお支払いする保険金の合計額は、損害賠償の保険金額を限度とします。

ご加入タイプ	補償の種類と保険金額	
	賠償 第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金 ○争訟費用保険金 自己負担額：なし	事故対応特別費用 事故発生時の各種対応費用 自己負担額：1 事故 10 万円
タイプ1	1,000 万円	1 事故 100 万円
タイプ2	3,000 万円	1 事故 300 万円
タイプ3	5,000 万円	1 事故 500 万円
タイプ4	1 億円	1 事故 1,000 万円



6

ご加入方法

- 1 個人情報漏えい保険のパンフレットをご覧ください。
 - 2 別添の“保険料お見積シート”をご記入ください。
(質問事項には、正確にご回答願います。)
 - 3 取扱代理店に“保険料お見積シート”をFAX願います。
FAX送信期限：9月3日(金)
 - 4 取扱代理店より、保険料をFAXにてご回答申し上げます。
 - 5 取扱代理店よりご加入に必要な書類一式をご郵送させていただきます。
 - 6 加入依頼書にご署名とご捺印のうえ、加入依頼書と
“保険料お見積シート”を取扱代理店までご返送ください。
送付期限：9月15日(水)
 - 7 金融機関の窓口またはATMで、保険料を一般財団法人医療関連サービス振興会までお振込みください。(振込先口座は別途ご案内)
保険料入金期限：9月15日(水)
- 加入依頼書と保険料入金が期日までに間に合わない場合は翌々月(11月1日)からの中途加入扱いになりますのでご注意ください。

本パンフレットの記載内容につきご不明点がある場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

“保険料お見積シート”をご提出いただきますと、セキュリティ割引の適用が可能となります。

※“保険料お見積シート”の質問事項には、ありのままをご記入ください。記載内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。(口頭でお話しされただけでは告知いただいたことになりません。)

まずは、“保険料お見積シート”を取扱代理店までFAXしてください。(FAX：03-3222-5710)
取扱代理店から年間保険料をご連絡します。

7

年間保険料(参考)

下表の保険料は参考保険料です。最終的な保険料は、“保険料お見積シート”をご記入のうえ、取扱代理店にFAXしていただき、その後、取扱代理店よりFAXにてご連絡します。情報漏えいに限定しないサイバー保険をご希望の場合は“保険料お見積シート”にその旨を記載してください。

保険期間：1年間・セキュリティ割引：未適用・一括払

契約タイプ		事業者(法人)全体の年間売上高										
コース	補償金額	～1,000万円	～2,000万円	～3,000万円	～5,000万円	～1億円	～1.5億円	～2億円	～5億円	～10億円	～30億円	30億円超
タイプ1	賠償：1,000万円 費用：100万円	30,000円							30,000円	31,000円	55,000円	個別照会
タイプ2	賠償：3,000万円 費用：300万円	50,000円							52,000円	74,000円	133,000円	個別照会
タイプ3	賠償：5,000万円 費用：500万円	75,000円							82,000円	116,000円	208,000円	個別照会
タイプ4	賠償：1億円 費用：1,000万円	95,000円							133,000円	189,000円	288,000円	個別照会

注①：個人情報の取扱状況によって、上記の保険料にセキュリティ割増引が適用されます。

注②：売上高が30億円を超える場合の保険料は、取扱代理店までご照会ください。

中途加入の場合

中途加入については、毎月25日締切(保険料が着金すること)で翌月1日(25日過ぎに保険料が着金した場合は、翌々月の1日)が中途加入日(補償開始日)となります。保険期間は、中途加入日から2022年10月1日までとなります。

中途加入日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日
中途加入の年間保険料	$\frac{11}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$

中途加入の保険料例 売上高1億円の事業者が2022年6月1日に“タイプ4”に中途加入の場合： $95,000円 \times \frac{4}{12} = 31,670円$

(円単位を四捨五入して10円単位にしてください。) ※年間売上高2,000万円の場合



8

保険金をお支払いしない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求
ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人等が行った背任行為について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア．火災、破裂または爆発 イ．偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
- ⑧ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑨ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑩ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑪ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑬ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑭ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
ア．日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。
イ．アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断
- ⑮ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
- ⑯ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求

など

【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 記名被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑥ 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑦ 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報の漏えい
- ⑧ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑨ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害に起因して発生した費用

など

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9

ご契約にあたっての注意事項

ご加入の際にご注意いただくこと

- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- この保険契約の保険料算出基礎となる数値については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
 - (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
＜告知事項＞ 加入依頼書、付属書類および告知書等の記載事項すべて

ご加入後にご注意いただくこと

- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
 - (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
加入依頼書等、付属書類および告知事項等の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
 - (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要



なご連絡ができないことがあります。

●ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる方がいる場合は、その方の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの保険内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険金では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、所得を証明する書類 など
④保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

●上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

窓口：事故サポートセンター

受付時間：平日/午後5時～翌日午前9時

0120-727-110

土日祝日(12月31日～1月3日までを含みます。)24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。



●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

その他ご注意いただくこと

●この保険はクーリングオフ制度の対象ではありません。

●「遡及日」(本保険に最初に参加した日)よりも前に漏えいした個人情報に起因する事故は補償の対象になりません。

●加入者カードは、ご加入後、約3か月を目処に発送させていただきます。ご加入後、3か月を経ても加入者カードが届かない場合は、“お問い合わせ先”までお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

個人情報漏えい保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)(またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。))である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険契約の保険適用地域は全世界となります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。))に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。))の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。))については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●この保険契約は損害保険会社2社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

<引受保険会社、並びに分担割合>

損害保険ジャパン株式会社 80.0%(幹事会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 20.0%

<取扱代理店>

有限会社 医療・介護支援サービス

〒102-0092 千代田区隼町2丁目12番地 藤和半蔵門コープ203号 TEL 03-3222-1790 FAX 03-3222-5710

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

※情報漏えい保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款に、サイバー保険特約条項、使用人法令違反追加条項(サイバー保険特約条項用)等をセットした保険です。